

日本共産党 目黒区議会議員

こんにちは

いも
お芋の「芋」に3本「川」
100%「ゆうき」

41号

いも かわ

芋川 ゆうき 区政報告

住所:目黒区南3丁目在住 TEL:090-4206-2048

ツイッター・facebook公開中!お問い合わせ☒<imokawa007@gmail.com>

一般質問 区・認可外保育施設の対応進めず

子どもたちの安全を守れ! 認可外保育施設の区独自の対応を オリンピック後の備品有効活用に目黒区も積極的に活用せよ

今年最後の議会になる11、12月議会が5日に終了しました。わたくし、芋川ゆうきが一般質問を行いました。大きく2問を質問しました。①子どもの安全を脅かす、ずさんな運営をしている認可外保育施設に対しては目黒区独自の対応を行え ②東京オリンピック後の備品の有効活用を目黒区としても積極的に行え

回答の要約は①現在行っている都の立入調査(法律の2割程度しか行っていない)に区もできるだけ同行しているため(年間たったの4施設程度)、新たな区独自の対応は行わない。②東京都への適時適切な情報提供を求めることとともに、区として必要な機器や備品類を適切に活用できるよう、取組む という回答でした。

基準以下の施設には 区独自の厳しい視点をもつべき

目黒区の保育施設は認可保育所79園、うち区立(直営、民営含む)20園、私立(民営)59園、地域型保育事業(小規模園など)約20園、都が管轄をしている認可外保育施設では認証保育所11園(都基準以上)と、その他42園の計150園程度です。

区が認可を出している認可保育所とは違い、認可外保育施設は基準が緩和されています。具体的には職員の配置基準だけをみても、すべて保育士でなければいけない認可保育所と職員の3割が保育士であれば良い基準が、認可外保育施設です。だが実は、この基準すら下回っている、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が目黒区においても、20施設程度存在します。全国でも虐待や事故が起こるのはこの認可外保育施設がとりわけ高くなっています。

2012年から17年の間のうつぶせ寝による死亡事故が29件、うち認可外保育施設は23件となっています。

この10月の保育料無償化と合わせて、東京都福祉保健局は区にも認可外保育施設に指導権限があるというが、目黒区は踏み込んだ独自対応をとらないと回答。都に任せきりにせず、子どもが目黒区のだの保育施設でも安心して安全に通うことができるようにするべきです。

東京オリンピック後の備品の 有効活用の実施を後押し!

都は東京オリンピックに使用する「トイレ」「エアコン」などの備品を再使用するプロジェクトを行っている。日本共産党、星見てい子都議から都の情報をもらい目黒区に確認をすると、まだ何も行っていないということが明らかになりました。そこで、目黒区としても有効活用を行うよう働きかけました。

回答は、詳細が明らかになっていくうえで、都への情報提供を求める事とともに、区の内部における情報共有を図りながら、区として必要な機器や備品類を適切に活用できるよう、取組んでいくという前向きな回答を得ることができました。公共施設での活用など、広く区民に還元できるような使用になるよう働きかけていきたいと思っています。

目黒区議会ホームページにて動画の配信を行っています。ぜひ、「令和元年第4回定例会11月22日の一般質問」から動画をご覧ください。ただそれだけだと思っています。

責任が後退する！区立保育園廃止条例 反対は日本共産党のみ

目黒区の3つの区立保育園の廃止条例が提出されました。これに対して、日本共産党目黒区議団のみが反対をしました。これまでも、指定管理者制度になることで目黒区の責任が後退していますが、さらに目黒区は責任を持たなくなる、民営化はするべきではない。

以下反対討論の内容です。（令和元年第4回定例会 12月5日）芋川ゆうきが討論を行っています。

本条例は平成25年4月に「区立保育園の民営化に関する計画」を策定し、指定管理者制度の中目黒駅前保育園、目黒保育園、そして直営の東山保育園を廃止するため、条例改正の必要から提出されたものです。すでに平成17年に制定された「指定管理者制度活用の基本方針」のもと、効率性を求める指定管理者制度の運営の中での継続性と安定性が不安視され、保護者や保育関係者が立ち上がり、築き上げてきた質を担保するために経験豊富な保育者の配置、施設整備の要望をし、区としても努力してきた経緯がありますが、それでも責任は後退しました。民設民営になり、より一層責任の後退が懸念されます。さらに、民営化に関する計画の中では今後も「検討」とあり、鷹番保育園以降も公立保育園が廃止されていく可能性が残っています。先進的な内容である「目黒区子ども条例」を掲げた区であるからこそ、子どもたちに対して責任を持つべきです。

以下、反対の理由を3点述べます。

一点目は、公立保育園が蓄積してきた重要な役割が損なわれていくことです。平成30年の東京都の保育ニーズ実態調査によれば、都民が希望する保育サービスは52%が公立園と訴え、私立認可園39%を大きく上回りました。目黒区の公立保育園は、区民と保育関係者が運動し、産休明け保育、障害児保育、延長保育、アレルギー対応を先駆的に取り組みました。さらに保護者が医療的ケア児や発達障害児の保育を要望し、それに行政が応え、困難ケースの児童も受け入れるなど保護者と一緒になって全国でも誇れる質の高い保育を実現してきました。公立保育園は地域の子育て支援の拠点としての役割も担っています。さらに地域の関わりでは、地元の顔が見える八百屋、魚屋などから食材を購入するなど、安心な給食が作られ、地域と一緒に園を作っていくという体制がとられています。私立では、運営についてはお願いしかできません。まさに、公立園は区内全体の保育の質をけん引するとともに地域に根付いた役割を果たしているのです。また、昨今の自然災害が多発している中で、公立保育園は大きな役割を担い福祉避難所にもなっています。私立園は公の施設ではありません、あくまでも自主的な取組を行っており、公立園と到底、同じレベルを求めていくこともできません。

二点目は、保育の質についてです。質を守っていくことは人的要素が大きく経験を積んだ保育士の安定的な確保によって支えられており、経費の大部分を占める人件費の削減は、正規の職員を減らし低賃金の不安定雇用を増大させ保育の質の低下を招きます。また、今回の指定管理事業者の一つは直近での退職者を常勤職員で年間10名を数える時があり、公立園での年間1、2名と比べると多すぎます。保育士の安定的な確保や、保育士の継続性、保育の継承も保障されなければいけません。厚生労働省の公表している平成27年のデータでは、保育士の経験年数において6年未満が公立で29.6%、私立で46.8%、一方で14年以上の経験年数だと公立で40.4%、私立では20.2%と大きく開きがでています。

以前に私立で起こった事例ですが、区内の小規模園に通わせている保護者からの相談です。経営者と保育士の間で雇用のトラブルが起こり、保育士が全員辞めるという意向の内容でした。本来は2名体制でなければいけない人員体制が、一人で保育が行われていたという事態になっていました。一步間違えば、取り返しのつかない重大な事故につながりかねません。今回の廃止条例についても私立の園になることで、5年間は区立の基準を維持するとしているものの、期間が過ぎた段階で区の職員の加配もなくなります。もちろん、民間でも保育に対して志を高く持ち、取り組んでいる事業者もありますが、子どもの権利を守るためにも、保育士を守り、育て、安定して働くことができる公立での運営を堅持していくべきです。

三点目は、公的役割をもつ区立保育園を経費削減の名のもとに減らしても良いのかという点です。目黒区は福祉系職員が多いと言って保育士を減らし、人件費を抑制し、「区有施設見直し計画」の下で民営化が行われています。こういったことはどこの自治体でも行われており、日本共産党都議団の調査では全認可保育園の60%を占めていた公立保育所は、35%まで減少しています。その背景には、施設整備費や運営費への補助が、国からも都からも出なくなったことにあります。これに関して、公立保育園の増設、建て替えを行う場合に国や都が補助を行うよう広く物申ししていくべきです。行革を行い、限りある公立保育園を廃止していくべきではありません。

以上、3点にわたって反対の理由を述べました。

最後に、今、子どもの貧困や虐待など、子どもの成長環境が大きく脅かされています。その中で区の役割が問われています。「目黒区子ども条例」を生かし、公立園を減らさないことを要望して、反対討論といたします。